

横浜市の港湾施設の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 25 年 3 月 1 日港湾経第 862 号（局長決裁）

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日港湾振第 2140 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市港湾施設条例（平成 30 年 10 月横浜市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 21 条に規定する港湾施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 指定候補者の選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 指定候補者の選定は、期間を定めた公募又は公募によらない方法により実施する。

2 前項の公募を行った結果、資格を満たす者の応募がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で、再度公募を行うものとする。

3 前項の規定により再度公募を行った結果、資格を満たす者の応募がなかった場合には、市長は公募によらず選定を行うことができる。

4 公募によらない方法で指定候補者を選定する場合は、市長が定めた団体から必要となる書類を提出させた後、審査要項に基づき審査することにより行う。

5 市長は、条例第 25 条第 1 項に定める指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して、指定候補者の選定を行う。

6 2 団体以上の応募があった場合には、市長は委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

7 市長は、港湾施設の指定管理者の指定期間中に、次の各号のいずれかに該当し、かつ、条例で定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる場合は、前各項の規定にかかわらず、指定候補者を選定することができる。この場合において、第 3 条から第 5 条までの規定は、適用しない。

（1）指定管理者の法人格の変更等に伴い承継団体を選定する場合

（2）対象施設の軽微な変更を行う場合において、同一の指定管理者を選定する場合

（3）その他特別な事情があると認められる場合

（選定基準）

第 3 条 指定候補者の選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができる者を指定候補者として定めることができるよう定める。

- 3 市長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

(申請書等)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、横浜市港湾施設条例施行規則、指定管理者公募要項又は審査要項に定められた提出書類を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じて委員会に提供するものとする。

(選定結果の公表及び報告)

第5条 市長は、指定候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の議決を経たときは、指定候補者に対し、速やかに指定の通知をするとともに、公告を行わなければならない。

- 2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日港湾振第2140号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(横浜市の海づくり施設等の指定管理者の選定等に関する要綱の廃止)

- 2 横浜市の海づくり施設等の指定管理者の選定等に関する要綱は、廃止する。